

神奈川県手話言語条例の見直しについて（案）

1 条例の概要

手話は、本条例の前文にもあるとおり、手や指、体の動きなどを用いる独自の語彙及び文法体系を有し、ろう者同士やろう者とろう者以外の者が、互いの人権を尊重して意思疎通を行うために必要な言語であるが、そうした中で、いまだ手話に対する理解が浸透しているとは言えないことから、手話に対する県民の理解を一層深め、これを広く普及していく必要があるという認識のもと、全ての県民が互いを理解し合える地域社会を構築することを目的としている。

また、条例第8条により、条例の基本理念の具体化については、手話推進計画を策定し、それを実施することとしている。

2 条例見直しの検討

(1) 条例制定の趣旨

条例前文のとおり

(2) 直近5年間における当該条例の施行の状況の把握

条例第8条に基づき、平成28年3月に「神奈川県手話推進計画」を策定し、手話の普及等に関する3つの方向性（手話の普及、手話に関する教育及び学習の振興、手話を使用しやすい環境の整備）により、関係者と協力しながら、施策を推進してきた。

（計画の実施状況については、別紙のとおり）

(3) 条例・計画に関連する社会状況の推移等

① 条例制定自治体の拡大

31道府県/16区/301市/70町/3村 計421自治体（令和3年12月1日現在）

※全日本ろうあ連盟ホームページより

「手話を広める知事の会」入会状況（平成29年10月16日現在）47都道府県

② 国の関連施策等

- ・法律制定の動き（手話言語法）については、衆議院に議案提出済（特に動きはなく、制定の目途はたっていない）
- ・障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の施行（平成28年）、一部改正（令和3年）
- ・電話リレーサービスの開始（令和3年7月～）

③ 県の関連施策等

- ・ともに生きる社会かながわ憲章（平成28年10月14日規定）
- ・かながわSDGs取組方針（平成30年12月策定）
- ・聴覚障がい児手話言語獲得支援事業による手話交流会「しゅわまる」の実施（令和2年4月～）

④ その他

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う、生活様式の変化への対応

(4) 見直し検討の方向性

現行条例では、条例の基本理念や関係者の役割等について規定しており、条例第8条に基づき策定された手話推進計画により、具体的な取組みを実施している。

条例の見直しにあたっては、これまでの協議会での検討や当事者団体へのヒアリングでの意見聴取の結果を踏まえ、次の観点から検討する。

① 3つの方向性について

現在の3つの方向性のうち、「手話に関する教育及び学習の振興」の中での「ろう児の手話獲得の支援の必要性」、及び「手話を使用しやすい環境の整備」での「非常時を含むあらゆる場面で手話で意思疎通できる環境の整備」について、特に御意見が多く出されており、計画への反映も含め、検討する。

また、他にも、ろう児を含めたろう者の手話習得に関する取組の必要性や盲ろう者について具体的に記載すること、さらに、手話通訳者の養成や身分保障などについての御意見もいただいております、今後の取扱いについて併せて検討する必要がある。

② 条例への新たな追加事項の検討について（別紙参照）

①にある課題等を含め、条例に新たに追加の必要がある事項の有無について、検討する必要がある。

本条例が理念条例という性格であることや、具体的内容は計画で定める構成となっていることを踏まえつつ、法制部門とも協議しながら、具体的な検討を進めていく。

(5) 見直し調書（案）について

別添見直し調書（案）のとおり

3 今後のスケジュール（予定）

令和2年9月～ 神奈川県手話言語普及推進協議会により検討

令和4年3月 第1回定例会厚生常任委員会に条例見直しの検討結果を報告

令和4年4月～ 条例改正内容の検討

令和4年12月～ 条例改正案を県議会に上程

令和5年4月～ 改正条例施行